

■平成 30 年度敦賀市中池見湿地保全活用協議会 第二回会議

[議事録]

日 時：平成 30 年 12 月 19 日（水）14：00～16：15

場 所：敦賀市立図書館 3 階 会議室

出席者：会員 8 名、顧問 4 名

開会

- 開会にあたり、事務局より次のコメントがあった。
 - ・ 第二回会議は、当初 10 月の予定であったものが遅延したことをお詫び申し上げる。
 - ・ また、11 月 15 日付け読売新聞で中池見の今後について大きな報道があった内容については遺憾に思うとともに、皆さまにご心配をおかけしたことをお詫びする。報道内容については、本日の議事の中で触れるのでよろしくお願ひしたい。

1 あいさつ

- 平成 30 年度敦賀市中池見湿地保全活用協議会第二回会議の開催にあたり、会長より、以下のあいさつがあった。
 - ・ 福井県内では、つい先日、三方五湖につづき、北潟湖で自然再生協議会（法定協議会）が発足した。これらの二つの地域は、いずれも漁業等のなりわいがベースにある場所での取組であるが、中池見湿地は現在は自然の場所であり、三方五湖や北潟湖とは異なるバックグラウンドを持っている。今後、中池見湿地ではこれら二つの地域とは異なる独自の特徴を活かした保全活用を要する。本日は、皆さまのご忌憚ないご意見を頂戴したい。
 - ・ なお、先ほど、NPO 法人中池見ねっとより本日出席できなかった理事のために音声記録を取りたい旨伺いがあったが、事務局、皆さまのご同意はいかがか。
→意見は無く同意された。

2 議事

【議事 1】 前回議事録の確認

- 前回会議について議事録を確認し、特に、質疑応答はなかった。

【議事 2】 活動の中間レビューと今後の方向性

- 事務局より、資料 2 に沿って資料説明があった。
- まず、資料 2（中池見湿地活動のレビュー）の「計画の達成度と達成見込み」として資料 2 の 1～2 項、「保全活用の財源」として資料 2 の 3 項について説明があった。説明のポイントは次の通り。

- ・ 本協議会の活動の根拠となる中池見湿地保全活用計画では、5年を目安に進捗確認と改定することを想定している。今年は5年の半分以上をすぎ3年目が終わりに向かっているところである。計画の見直しがあるとなれば、再来年には具体的な案の協議を要するところであるため、本年に取組のレビューを行うものである。
- ・ 協議会事務局ではなく市の担当部局として、計画にある市の取組について計画通り実施できていない事項について、皆さまのご意見を踏まえ、市議会での審議等必要な手続きを経ながら進めてまいりたい。
- ・ 保全活用計画の実施計画の目標に照らして、市で、現在の取組状況を評価案をとりまとめた。ラムサール条約登録の根拠となっている袋状埋積谷や泥炭層の存在、絶滅危惧種や多様な動植物種の存在維持ができていることは良い状況と思われる。
- ・ 保全活用の推進体制として、計画では平成32年度の終わりには中池見湿地保全活用の民間団体が予算、人材を独自に確保するなど行政から独立した団体を想定しているが、現時点では計画の想定とは隔たっているように思う。また、計画の中の活用部分において、取組の主体として観光事業者を記載しているが、いまだに協議会への参加が無く十分な取組把握が無い状況である。
- ・ 保全活用の財源として、基金残高は約1億円であり、約2千万円/年ペースでの消費が継続すると、平成34年度末には基金が枯渇する状況である。これまで、ふるさと納税にも取り組んできたが、中池見の保全のための寄附は単年度分費用に達したことはなく大変厳しい状況である。

[質疑・応答]

- ・ (顧問) 資料2-1のレビューの評価案について何か根拠となるものがあつたり、事前に合意されたものはあるか？ 例えば、袋状埋積谷の保全等、何か数値的な指標等で評価されるものなのか？
 - (事務局) レビューの評価案については、定量的な評価ではなく定性的な評価としている。定性的な評価ではあるが、その根拠とするところを備考欄に掲載している。例えば袋状埋積谷については大規模な開発がなければ維持できると判断できるのではないかと、といったことを備考欄に記載している。
 - (顧問) 評価項目について、数値基準をつくれればよいと思うが、少し難しいと思う。
 - (顧問) 事務局の説明にもあつたが、このようなレビューをする際、一般的に、数値化できるものとできないものがある。できないものについては、資料2-1にもあるが、定性的な評価を行い、その根拠を備考欄に示し、それを構成員皆で合意する方法がとられると思う。
 - (会長) 今後、評価の基準づくりについても議論し、その合意をすることについても課題と思う。
- ・ 次に、資料2(中池見湿地活動のレビュー)の「市としてできていないこと」として4

～5項について説明があった。説明のポイントは次の通り。

- ・ 中池見湿地は大部分が市の所有地であり中池見人と自然のふれあいの里は市の施設であるが、設置に関する市の条例は存在しておらず、施設の開園や利用の手続き等に関するルールが定められていない状況である。そのため、市の施設でありみんなのものであるにも関わらず「利用のルールがわからない」状況であり、新しい仲間になってくれる人からすると「仲間になる方法がわからない」ということになる。
- ・ これまでも条例制定を検討してきた経緯があるが、中池見湿地には一部民有地があるため、制定をためらってきた経緯がある。しかし、中池見湿地には天筒山遊歩道や里道からも進入できるのであり、立ち入り禁止を設けられるものではなく、条例を制定したところで民有地利用の制限になるわけでもないことから、民有地があるから条例ができないことはないとの考えに至った。そのようなことから条例の制定を目指すこととした。
- ・ 条例制定を目指す動機として、もう一つは、中池見湿地の保全活用活動の資本を得るための方法として保全活用計画にも記載がある中池見産物の有償活用が実行できるようにするためでもある。中池見湿地における自然公園法による規制、市の財産処分等の折り合いをつけながら中池見湿地の産物利用について制度的な手当てを行ない、志ある民間団体に活用いただくルールを作ることは市に市かできないことであり、取り組むべきことと考えている。
- 事務局説明の後、（会員）より、以下の補足があった。
 - ・ 中池見湿地を敦賀市民が活用しやすくするために、条例化を急ぎたいと考えている。中池見湿地の保全は完全に自然にゆだねることはできず、人の関わりが必要である。市としては、ラムサール条約湿地に登録後、市民の合意をいただきながら中池見湿地保全活用計画を作成してきた。また、敦賀市環境基本計画においても、市民が自然と触れ合うことの重要性について触れているところである。
 - ・ 市として、中池見湿地のより一層の活用を促進するためにも、条例制定を急ぎたい。また、制定する条例については、当協議会の皆さまの意見を伺いながら作業を進めたいと考えている。

[質疑・応答]

- ・ （会員）条例をつくること自体は良いと思うが、これまでは、中池見湿地の中に民有地があるから条例が作れないとの市側の説明だった。ここで急にできるようになってきたのはなぜか？
 - （事務局）条例で民有地の所有権侵害に至ることはためられるが、それを避けて、少なくとも市の所有地である部分について、あるいは、所有権侵害になることを避けながら、施設の設置管理に関する条例を定めることはできる。そのことに気づいたところである。

- ・（顧問）中池見湿地でつくっているお米を、湿地保全のために売ることはできないのか？ また、条例をつくることに際して、「中池見湿地で何をしたいのか？」という皆の意見を集約しながら条文化できると良いと思う。
 - （事務局）米の販売については、残念ながら、現時点では関係法令によってできない。
- ・（会員）事務局の説明冒頭で、中池見湿地が「開かれていない」、「仲間が増えない」という説明があったがそれはどういうことか？ これまで、何かしたいことがある方が申し込みをされて、それができないといったことはないと思う。例えばキャンプの申込があれば、それは断らなければならないことと思うが。
 - （事務局）外部からの問い合わせで、これまでキャンプの申込はないものの、ドローンの問い合わせがあった際には困ったことがあった。また、現在、月曜日は休園としているがその根拠もないのが現状である。以前、夜間のホテル観察をしたいとの問い合わせへの回答に窮することもあった。現在、利用に関しての問い合わせに答えるための根拠がなく「利用の仕方がわからない」という状況となっている。そうした点で、市民皆が使いやすい施設とは言えない状況にある。
 - （顧問）共通のルールがないから、ある事柄について「できない」、「してはいけないのかな」と思われることがあるのではないか。どこで何をやってよいか、あるいはもっと積極的に取り組んでもらいたいのか、などルールがあった方が参加しやすくなると思う。
- ・（会長）条例をつくることのメリット、デメリットは何か？ 例えば希少な生物が存在しているときは、条例化することで情報公開しなければならないジレンマが発生することがある。
 - （会員）今回の条例検討は施設管理に関するもので、生物の保全に関しては対象外としており条例制定のデメリットは感じられない。生物の保全に関しては、すでに自然公園法で守られている。
- 議事 2 の最後に、資料 2（中池見湿地活動のレビュー）の最終項目である「レビューを踏まえての行政（市）対応方針」について説明があった。説明のポイントは次の通り。
 - ・ レビューを踏まえ、市の対応方針として、まず、中池見湿地におけるルールとして条例制定に取り組みたい。条例は、中池見人と自然のふれあいの里という施設が市民の活動の場として開かれたものにする、中池見湿地の存在を認知していただくために、理解の輪を広げる、新しい仲間を増やす効果があると考え。
 - ・ 条例案を考えるにあたっては、公共性を維持するため、管理運営コストを意識しなければならない。中池見湿地の保全活用の財源が枯渇に向かっている中ではなおさらであり、中池見湿地を守っていくこと、仲間を増やすことを考えながら、公のお金を使う上では市民の理解が得られるようにしなければならないと考える。

また、そうした機運が育つよう、条例を策定したい。

- ・ 現時点で市の担当部局が考えている条例の内容として、施設の設置目的、位置（ビクターセンターの所在地）、安全配慮、開園時間・休園日などがある。休園日については12月初めから2月末までの冬季休園を考えている。この期間は冬季の積雪もあり、来園者や日々の開閉園業務を行うスタッフの事故等の発生するリスクを考慮したものである。冬季休園については、冬季には来園者がぐんと減ることや少ない来園者数に対する光熱費の高コストを回避することなども考慮した。一方、冬季閉園といっても中池見湿地そのものを閉園することはできず、立ち入り禁止を設けることはできず、条例上でも規制や禁止をかけることは想定していない。
- ・ 条例以外のこととして、レビューの中では中池見湿地の保全活用活動の多くの部分が、市・行政からの委託事業として行われていることを説明した。この状態を続けていては、計画はいつまでも達成できないと考えている。そこで、現在の管理運営業務委託を、計画が定める役割分担を踏まえて見直したい。具体的には、来年度以降の契約内容にもなるが、自然観察会のようなイベントの実施については市民活動として行っていければ、と考えている。それらの活動が、施設としての、みんなのものとしての中池見湿地のルールが明らかにされたうえで、主体的な活動として行われるようになってほしいと考えている。そうしたことが、市民的理解の獲得、中池見を大切に思う新しい仲間の獲得に進んでいけば、もっと上向きな対応も考えられると思う。

[質疑・応答]

- ・ （会長）「冬季閉園」について、施設（ウエットランドミュージアム）のことをだけを指しているのか、中池見湿地全体のことを指しているのかわかりにくいのではないかと。
→（顧問）冬季閉園の対象について、湿地の自然の部分と、建物とを分けてはどうか？ 条文において、建物に関しては〇〇で、湿地に関することは〇〇であるなどといった書き方があると思う。条例をつくることで、解りやすく、利用しやすくなるのではないかとと思う。
- ・ （顧問）先ほど話題にもあがったが、私も、条例をつくる趣旨について、事務局から「新しい仲間を増やす」とあったが、これは、これまでの運営の仕方などの反省を踏まえてのコメントのように思う。ここでしっかり議論すべきだと思う。例えばこれまでどんなことがあったのか、明らかにしておくべきではないか。2点目として、中池見自体の使い方についてどこまで踏み込むのかをしっかりと議論すべきと思う。3点目として、条例の条文より運用の趣旨についての議論が重要と思う。色々な方に活用してもらえよう、例えば開園時間を長くするとか、あるいはリスクがあるとすればどのようにリスクを軽減するのか、もっと議論するべ

きと思う。条例は賛成だが、この協議会でもっと議論するべきであり、条文をつくることを議会や市だけで議論されることには賛成できない。もっと使いやすくなるように議論するべき。

- ・（会員）ビジターセンターはいろんなことを発信する場として活用したいと思っている。中池見を中池見で終わらせるのではなく、敦賀のすばらしさを発信するためのビジターセンターになるとよいと思う。しかし、そうであれば、冬季も開けてほしいと思う。むしろ、開園時間を長くして夜でも活用できるようにするなどしてほしい。あるいは冬は野鳥観察に適した時期であり施設を活用したい。今、ビジターセンターは中池見ねっとが受託していることもあり占有してしまっているが、いろんな団体が使えるようになると良いと思う。

→（会員）ビジターセンターが敦賀の自然の発信基地になるとよいと思う。今は中池見だけのビジターセンターになってしまっている。いろんな団体が机を置いて活用できるようになると良いと思う。現在も、トレイルランの拠点として使用させていただいているが、もっとみんなが楽しめる場として使えるようになるとよいと思う。

→（会長）これまでは中池見湿地のみを対象としていたが、もっと地域として使えるような条例としてまとめていただきたい。

- ・（顧問）条例化については賛成である。実際に運用する際に活用しやすいように、実際に活用される方々の意見を聞く機会がほしい。条例化の日程についても説明してほしい。条例づくりにおいて、公聴会はできないのか？

→（会長）ご指摘の通り、このまま条例化してしまうと、市の思いだけになってしまうと思う。

→（会員）市としてはなるべく早く条例化をしたい。しかし、協議会皆さまの意見をしっかり取り入れたいと思っている。当初の協議会は3回の予定であったが、協議会の回数を増やすことも考えたい。一方で、公聴会については持ち帰り検討させてほしい。（会員）からも指摘があったが、より広く市民皆さまの活用ができるよう、また、情報発信ができるよう、ビジターセンターが市民皆さまが使いやすい制度を考えたい。また、（顧問）からのご指摘のあったとおり、条例の内容については、この協議会の中での議論を深めたい。

→（会長）どのくらいのスケジュールか？

→（顧問）現時点で、いつ、とは言えないが早く設置をしたいと考えている。皆さまの意見をいただきながら、なるべく早く設置したい。

→（会長）その際、中池見の「館」と「湿地全体」を分けて考えた方が良いと思う。混同するとわかりにくくなると思う。

→（会員）私もそう思う。藤が丘側の門は閉めるべきではなく、常にオープンにしておくべきだと思う。建物に行く目的ではなく、駐車場を使って湿地を観察

したい方もおられると思う。

→（事務局）仮に休園日としても、門は開けておいて、ビジターセンターは閉まっている、ということも検討できる。

→（会員）ドローンがどの程度困るか、私にはわからないが、メディアの立場からは、ドローンは広く知っていただくための映像が確保できる方法として優れていると思う。条例でスパッと切るのではなく、事前に協議会で議論することは重要と思う。

→（顧問）自治体としてここでルールを作る際、最後に担保がとれるのは行政であり、この場合は敦賀市が責任を取ることになる。協議会で議論することは重要であるが、最後に責任を持つのは敦賀市であることを考えなければならない。そうならないと思うが、あまり無理難題をいうのは良くないとも思う。

- ・（会員）今後のスケジュールはどうなるのか？ これは3年後を目指すのか？ 条例で冬季閉園とする際、例えば鳥の観察会等での利用をしたい際にはどうするのか？

→（会員）それは、これから皆さまにご議論いただきたい。

→（事務局）開園時間が決められていたとしても、それ以外の期間に観察会等ができないということではなく、特別な理由がある際には申請をいただいて、一時的に開園するなど、柔軟な対応をしたいと考えている。

- ・（会長）先ほどから、施設管理として建物部分を指しているのか、湿地部分を混同しないように議論した方が良いのではないかと思う。

→（会員）建物と湿地部分をしっかり整理して皆さまにお示ししたいと思う。今後、条例を固めていく際に協議会皆さまのご意見を伺いたいが、今年度の協議会は3回開催としていたが、もしよろしければ、今年度中に何度か会議を開催したいと思っている。

→（顧問）条例づくりの際、禁止事項を定めることがあると思うが、条例の下に規則を設けて詳細を定めることもできる。議論のある部分は規則に入れて、状況に応じて議論して規則を変更することで弾力的に対応できるようになると思う。

→（会長）それぞれ皆さまがイメージすることを出していただき、次回の会議では条例案を具体的に示していただき、この場で議論できるよう準備いただきたい。メーリングリストもあるので、各自から要望を出していただき、事務局にとりまとめいただきたい。

→（会員）承知した。

- ・（会員）冬季閉園の際、ビジターセンターで飼育している生きものはどうするのか？

→（事務局）以前も冬季閉園をしていたこともあったが、冬季閉園中は生き物は

野外に返して、また翌春に捕獲して展示することで対処できると考えている。

→（会員）その当時も、閉園しても職員は常駐しており、その管理をしていたり、翌年度の計画を作成していたりなどしていたはずだ。

→（会員）メダカなどの生きものは、子どもたちに見せてあげたいと思っている。冬の2か月の閉園期間中にはメダカを野外に返すのか？

→（事務局）そうなると思う。

→（顧問）そこは、いろいろな方法があると思う。

→（会員）メダカについては、市内のきらめきみなど館にも展示してあり、こちらでは一年中見ていただくことができるようになっている。一つの方法として、そうした方法もあるとおもう。

→（会員）現在、新幹線の工事が実施されており、関係者より作業員向けの環境教育の材料としてパンフレットを作るなどの協力をしているところである。中池見湿地の中のことを知っていただくためのミニ湿地としてキタノメダカを貸し出したりするなどの取組も始まっている。

→（会長）いろいろと方法はあると思う。小学校に貸し出すことも方法のひとつであろう。皆でいろいろとアイデアを出し合うと良いと思う。

- ・（会員）この取組によって、基金の延命はできるのか？ 以前ワークショップに参加した際に、色々なアイデアも出されたが、まだそれが実行されてはいないと思う。キャッチコピーを作ることも含めて、まだ実行されていない。今こそ、これまでできなかったことをやるべきであると考えている。どうやったらできるのかを考えて実行に移すべきと思う。

→（会員）ここで詳細を述べることはできないが、基金については少しでも、一年でも延命化したい。できることを皆さまと一緒に考え、実行できることは取り組んでまいりたい。

→（会長）基金が枯渇することは明白なこととなっている。基金が枯渇したのちどうするのか、次にどうするのかを具体的に考えることも大事なのではないかと思う。

→（顧問）資金について、無い袖は振れないであろうから、どうしたらよいか、皆で知恵を絞って考えていくべきと思う。

【議事3】その他

- ・事務局より、資料3 アンケート結果、資料4 地下水位計測結果について説明があった。

[質疑・応答]

- ・（会長）地下水位の計測は、江掘りとの関連性を見ようとしていたと思うが、どうか。

→（事務局）連続計測の結果では、江掘りによる明確な地下水位の変化は認めら

れなかった。しかし、今年度の調査結果だけで判断することはできず、今後も継続計測され、今後、皆さまで検討されてはどうかと思う。

- 会議の最後に、（会員）より条例化はなるべく急ぎたいことと、会議の回数を増やして議論いただきたい旨伺いがあり、出席者に異論はなかった。

（以上）